



宮 崎 県 公 報

令和元年9月5日(木曜日) 第36号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1	
○救急病院の認定(2件) (医療業務課) 1	
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定(環境管理課) 1	
○道路の区域の変更(2件) (道路保全課) 2	
○海岸保全区域の指定(港湾課) 2	
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する 規則別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場 の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物 を設置する用地及びその他の用地の級地の区域(港湾課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(7件) (商工政策課) 3	
○地図及び簿冊の認証(4件) (農村計画課) 6	
○土地改良区の定款変更の認可(農村整備課) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課) 7	
○落札者等の公告(") 8	

告 示

宮崎県告示第283号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
スバル薬局	日向市原町1丁目2-1 1 コルセ・カレ日向テナント2	令和元年7月31日
ハラダ調剤薬局無 鹿店	延岡市無鹿町1丁目22 33番地	令和元年8月1日

宮崎県告示第284号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
スバル薬局	日向市上町9番3号	令和元年8月1日

宮崎県告示第285号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2番16号

2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年9月8日から令和4年9月7日まで

宮崎県告示第286号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年9月10日から令和4年9月9日まで

宮崎県告示第287号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり(日向市大字日知屋字塩矢 16863番5の一部及び16863番9の一部)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

宮崎県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	325号	西臼杵郡高千穂町大字下野字折原2444番4地先から同郡同町同大字同字2468番9地先まで	旧	21.5~47.8	142.6
				新	21.5~40.6	142.6

宮崎県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
12	県道	都城東環状線	都城市梅北町162番2地先から同市同町140番地先まで	旧	8.4~14.5	50.4
				新	14.8~24.7	50.5

宮崎県告示第290号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

宮崎県日向灘沿岸古江港海岸古江第三地区海岸保全区域

2 区域

(1) 基点1から基点3までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4までを順次結んだ線、補助点4と基点4を結んだ線、基点4と基点5を結んだ線、基点5と補助点5を結んだ線、補助点5から補助点9までを順次結んだ線及び補助点9と基点3を結んだ線、以上の線によって囲まれた区域

(2) 基点と補助点の表示

基点	基点及び補助点の位置
基点1	延岡市北浦町古江2928番地5地先- 3.0メートル物揚場(西側突堤)起点の南側角から165°39'の方向へ距離68.29メートルの点
基点2	基点1から169°38'の方向へ距離20.23メートルの点
基点3	〃2から148°44'の方向へ距離42.97メートルの点
基点4	延岡市北浦町古江2338番地17地先- 3.0メートル物揚場(東側突堤)起点の南側角から182°47'の方向へ距離26.04メートルの点
基点5	基点4から168°32'の方向へ距離23.55メートルの点
補助点1	〃1から71°02'の方向へ距離132.54メートルの点
補助点2	〃2から83°07'の方向へ距離195.07メートルの点
補助点3	〃4から252°01'の方向へ距離210.59メートルの点
補助点4	〃4から226°40'の方向へ距離41.86メートルの点
補助点5	〃5から136°31'の方向へ距離39.53メートルの点
補助点6	〃5から194°10'の方向へ距離73.56メートルの点
補助点7	〃5から237°47'の方向へ距離191.49メートルの点
補助点8	〃3から96°12'の方向へ距離194.27メートルの点
補助点9	〃3から71°02'の方向へ距離98.96メートルの点

宮崎県告示第291号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(昭和38年宮崎県規則第31号)別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成28年宮崎県告示第240号は、廃止する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大王店
都城市大王町41号8番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称)ダイレックス大王店
都城市大王町41号8番 外
(変更後)ダイレックス大王店
都城市大王町41号8番 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成30年7月19日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年5月1日
- 5 変更する理由
店舗名称の変更並びに建物設置者及び小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都北店
都城市都北町3543番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和元年5月1日
- 5 変更する理由
建物設置者及び小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

<p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年9月5日から令和2年1月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和元年9月5日から令和2年1月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>都城市都北町6439番地1</p> <p>4 変更の年月日 令和元年5月1日</p> <p>5 変更する理由 建物設置者及び小売業者の代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和元年8月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年9月5日から令和2年1月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和元年9月5日から令和2年1月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和元年9月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和元年9月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店 都城市南横市町4218番地 外11筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地1 (変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地1</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地1 (変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和元年9月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス大塚中央店 宮崎市大塚町京園3114-1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 兒玉雅亘 宮崎市大塚町京園3143番地</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 変更の年月日 令和元年5月1日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和元年8月19日</p>

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセだいわ小林店

小林市大字細野字池の原1976番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

4 変更の年月日

令和元年5月1日 ダイレックス株式会社

平成30年3月1日 株式会社大創産業

5 変更する理由

小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門川店

東臼杵郡門川町東栄町四丁目2番3号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田隆一

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大嵐秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年6月29日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年5月1日

5 変更する理由
建物設置者及び小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日
令和元年8月19日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス加納店
宮崎市清武町加納四丁目11番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日
令和元年5月1日

5 変更する理由
小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市

2 地籍調査を行った期間
平成25年10月1日から平成31年2月21日

3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字本郷南方、同市大字郡司分の各一部

4 認証年月日
令和元年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市

2 地籍調査を行った期間
平成25年10月1日から平成31年3月5日

3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字金崎の一部

4 認証年月日
令和元年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称
串間市

2 地籍調査を行った期間
平成26年8月1日から平成30年3月14日

- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日
令和元年8月28日
-
- 国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 地籍調査を行った者の名称
椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間
平成27年6月1日から平成29年11月2日
- 3 地籍調査を行った地域

- 椎葉村大字下福良の一部
- 4 認証年月日
令和元年8月28日
-
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高木古田土地改良区(都城市)から令和元年8月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。
令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣
-
- 建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
令和元年9月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第8844号	(有)鎌田興業	鎌田 孝弘	宮崎県都城市南横市町3674-4	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年7月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第10089号	(株)カネトミ	木村 忠徳	宮崎県延岡市古川町82-1	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、解体工事業	令和元年7月8日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第10376号	桑原総合設備	桑原 優作	宮崎県小林市須木大字下田1282-1	一般	管工事業	令和元年7月12日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第11557号	長嶺クレーン工業	長嶺 匠一	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山886-2	一般	とび・土工工事業	令和元年7月5日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11828号	(有)安藤工務店	安藤 武則	宮崎県宮崎市大字柏原827	一般	建築工事業、大工工事業	令和元年7月24日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第12552号	アウル技建	佐藤 民男	宮崎県延岡市北方町北久保山子3846-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年7月29日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13459号	(株)アンドウ器械	安藤 賢一	宮崎県延岡市卸本町12-1	一般	建築工事業、内装仕上工事業	令和元年7月31日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13533号	園田組	園田 稔	宮崎県延岡市富美山町83-217	一般	管工事業	令和元年7月29日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13554号	建勝	澤邊 勝樹	宮崎県延岡市追内町628	一般	大工工事業	令和元年7月29日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13714号	タクテック	柳田 拓美	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町5-33	一般	とび・土工工事業	令和元年7月30日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(有)大山産業	大山 秀典	宮崎県児湯	一般	土木工事業、とび・土	令和元年7月	令和元年7月22日	

(般-26)第9954号			郡川南町大字平田 978-17		工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	22日付けで廃業した旨の届け	(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第12783号	(株)フロンティア	山下 忠晃	宮崎県都城市都島町1254-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和元年7月5日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月5日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13075号	(株)片平工業	有本 一雄	宮崎県都城市高城町穂満坊2384	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業	令和元年7月22日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11790号	(株)ビブレアール宮崎	川野 隆典	宮崎県宮崎市生目台西3-2-2	一般	管工事業	令和元年7月31日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第13434号	(株)日成産業	大山 和彦	宮崎県日向市大字富高74-1	一般	土木工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和元年7月31日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-30)第13508号	(株)隼クリエイティブカンパニー	児玉 光純	宮崎県宮崎市清武町加納乙132-3ゆとり92-101	特定	電気工事業	令和元年7月10日付けで廃業した旨の届け	令和元年7月10日(一部廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
対面式セミセルフレジ 10台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部税務課企画管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
26,004,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月17日